

## ピアレビュー

(株)能勢建築構造研究所  
横田 友行

この度、安井雅明さんを支部長としてスタートする新体制において、副支部長という大役を仰せつかり、重責を痛感しております。これまで、技術委員会の木構造分科会では2年前まで主査を務め、木造住宅レビュー委員会では限界耐力計算による耐震設計法の作成に携わってきました。今は講習会やレビューによって設計法の普及活動を行なっております。

さて、JSCAが行なっていますピアレビュー（構造レビューと木造耐震設計レビュー）は、建築確認や適合性判定とは異なり、建物の耐震性能評価における技術的な助言による設計者の支援活動です。経験豊富な構造設計実務者がレビュー委員となり、ヒアリング等により設計者の考え方等についてアドバイスしますので、初めての構造形式や設計手法に取り組む際などに、このピアレビューを利用してください。

これからは、構造設計事務所に在籍する技術者の視点で、安井支部長と吉澤副支部長とともに、JSCA関西支部の活動を盛り上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 建築確認

(株)能勢建築構造研究所  
横田 友行

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしく願い申し上げます。さて、平成19年に建築確認が厳格化され、今年で7年目を迎えますが、申請に必要な図書としては構造に関してのみ詳細図が要求され、意匠、設備に関しては詳細図が要求されません。このことにより、建築確認段階での構造設計者と意匠および設備設計者の設計細部への意識は、かい離してきていると感じます。意匠および設備については、建築確認が厳格化される前と同様、建築確認が済んでから詳細設計が行なわれています。そのため、軽微変更は当たり前となり、その軽微変更の範囲も当初よりますます拡大解釈され、建築確認の厳格化そのものが形骸化してきていると感じます。4月からは特定天井の構造設計も義務化されますが、今のように構造と意匠・設備の足並みがそろわない状態では、構造設計者が細部を想定しない限り、設計は不可能です。建築確認における構造設計者の手戻り作業を無くすために、建築確認の必要図書の内容が構造と意匠・設備とでそろることが望まれます。

## 構造設計者

(株)能勢建築構造研究所  
横田 友行

日頃はJSCA関西支部の活動にご支援賜り誠にありがとうございます。

さて、構造設計一級建築士制度が創設されて、6年目を迎えました。一定規模以上の建築物の確認申請に、構造設計一級建築士の記名押印が求められるようになり、構造設計に対する責任の所在が明確になりました。また、東日本大震災以降、その責任の範囲も建物の構造部材だけでなく、非構造部材や建築設備にまで広がってきています。

その反面、建築コンクールなどの入選作品においては、意匠設計者と施工者だけが脚光を浴びて、構造設計者は日の目を見ない場合が少なくありません。建築物の構造設計に対する責任を担う者として、構造設計者にも光が当てられるべきと思います。これからは、自分の構造設計ポートフォリオを作成し、もっと世の中にアピールしていきたいと思います。また、構造設計一級建築士の受験に必要な業務経歴に、確認申請書への氏名記載と設計図書への記名押印が求められましたが、氏名記載や記名押印できない構造専業事務所の若い一級建築士に配慮すべきだと思います。

## 構造設計一級建築士

(株)能勢建築構造研究所  
横田 友行

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。さて、平成20年11月28日の建築士法改正により、建築士事務所へ所属する一級建築士、二級建築士および木造建築士に対し、3年毎の定期講習の受講が義務付けられるようになり、今年で7年目を迎えます。よって、平成21年に1回目の定期講習を受講された方は、3回目の定期講習を受講する必要があります。さらに、すべての構造設計一級建築士は、一級建築士の定期講習のほかに、構造設計一級建築士の定期講習の受講も義務付けられているので、3年間に定期講習を2回受講する必要があります。

このように、構造設計一級建築士に対しても、一級建築士と同様に、3年毎の定期講習の受講を義務付けるのであれば、一定の建築物の構造設計の法適合確認を行なうことができる構造設計一級建築士の定義を、公益財団法人建築技術教育普及センターが行なう講習の課程を修了した者の呼称ではなく、国土交通大臣が免許を与える国家資格へ、格上げしてほしいと思います。

## JSCA 建築構造士

(株)能勢建築構造研究所  
横田 友行

小倉正恒さんを支部長としてスタートする新体制において、昨年度に引き続き副支部長という大役を仰せつかり、重責を痛感しております。小倉支部長が目指される「多くの会員に喜ばれる運営」のために、微力を尽くす所存ですので、よろしくお願ひ申し上げます。

実務経験が豊富な建築構造技術者が、一級建築士を取得した場合でも、取得後5年という長い実務経験を経なければ、構造設計一級建築士を受験することができないという今のシステムに疑問を感じます。

一級建築士を取得し、JSCAに入会し、JSCA 建築構造士に合格すれば、構造設計一級建築士の受験要件である5年間の実務経験が免除または短縮されるようなシステムへ変更できれば、一級建築士のJSCA への入会が増えて、JSCA のさらなる発展につながると思います。

これからも、建築構造設計事務所へ在籍する技術者の視点で、小倉支部長と吉澤副支部長とともに、関西支部の活動を盛り上げたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

## 工事監理

(株)能勢建築構造研究所  
横田 友行

新年あけましておめでとうございます。今年も小倉支部長が目指される「多くの会員に喜ばれる運営」のために、微力を尽くす所存です。

さて、昨年は工事現場において、杭の施工管理記録を偽装するという建築業界の信用を大きく損なう事件が発生してしまいました。構造設計事務所へ所属する技術者の中には、意匠設計事務所からの依頼がないため、工事監理に関与できない技術者が少なくないと思います。結果、工事現場に構造技術者が不在のまま工事が進行してしまう現場が数多く存在していると思います。今後は、意匠設計事務所の技術者だけでなく、構造設計事務所の技術者も工事監理に関与し、建築主に品質の高い建築物を提供すべきだと思います。そこで、一定規模以上の建築物については、構造設計だけでなく工事監理についても、構造設計一級建築士の関与が義務付けられたいものです。

今年も、小倉支部長と吉澤副支部長とともに、関西支部の活動を盛り上げていきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

## 設計クライテリア

(株)能勢建築構造研究所  
横田 友行

昨年度に引き続き小倉支部長の下、副支部長として、微力を尽くす所存ですので、よろしく願い申し上げます。

4月の熊本地震では、14日の前震と16日の本震で、益城町において震度7を観測しました。前震では建物の倒壊を免れたにも関わらず、本震で建物が倒壊して犠牲になられた方がいたと聞いて、とても残念に思いました。

私たちが行なっている耐震設計や耐震補強設計では、震度6強の地震を“極めて稀に発生する地震”として、「建物の倒壊を防ぎ、人命を守ること」を設計クライテリアとしており、“極めて稀に発生する地震”を連続して2回以上経験した場合には、建物の倒壊を防ぐことができない可能性があることを、建物の所有者や使用者に理解してもらう努力が不足していたと感じるとともに、設計クライテリアをいま以上に高めていく必要性を感じています。

これからも、建築構造設計事務所に在籍する技術者の視点で、関西支部の活動を盛り上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 年始あいさつ

(株)能勢建築構造研究所  
横田 友行

新年あけましておめでとうございます。2013年度から4年間にわたり副支部長として、ストラクチャー関西の冒頭あいさつに執筆の機会をいただき、本当にありがとうございました。

その間、建築構造設計事務所に在籍する技術者の視点で、普段から感じていた問題や要望を書かせていただきました。建築確認段階における構造と意匠・設備への詳細要求レベルを揃える事の要望、また構造設計一級建築士については、受験要件（実務経験年数および設計図書への記名押印）の緩和、国家資格への格上げ、工事監理への関与などです。特に、一級建築士を取得した若い建築構造技術者のため、また現在建築を学んでいる学生が一人でも多く建築構造技術者への道を選んでもらうためにも、構造設計一級建築士の受験要件である一級建築士取得後5年間以上という実務経験年数については、少しでも短縮してほしいものです。

この4年間では結果につながりませんが、これからも微力ながらJSCA会員にとって有用な成果が得られるように、次年度からの新・正副支部長に協力していきたいと思います。